

Primaff Review



● 巻頭言

見通せない見通しと、見通せる見通し

● 研究成果

近年の水産物輸出動向及び輸出拡大に伴う国内産地への影響
—ホタテガイと養殖ブリの事例—

● 世界の農業・農政

オーストラリア各州における遺伝子組換え作物栽培規制の動向

No.97

令和2年9月

農林水産政策研究所

Primaff Review No.97

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

●巻頭言

見通せない見通しと、見通せる見通し

—— 日本大学 生物資源科学部 食品ビジネス学科 教授 清水みゆき 1

●研究課題の紹介

令和2年度連携研究スキームによる研究課題の紹介

—— 企画広報室 企画科長 林 岳 2

●研究成果

近年の水産物輸出動向及び輸出拡大に伴う国内産地への影響 —ホタテガイと養殖ブリの事例—

—— 食料領域 上席主任研究官 高橋祐一郎・研究員 天野 通子 4

●世界の農業・農政

オーストラリア各州における遺伝子組換え作物栽培規制の動向

—— 国際領域 上席主任研究官 玉井 哲也 6

●研究レビュー

東・東南アジア諸国の農村社会に関する研究 —農協組織の発達と絡めて—

—— 国際領域 主任研究官 岡江 恭史 8

●ブックレビュー

『オーストラリア多文化社会論 移民・難民・先住民族との 共生をめざして』

関根政美、塩原良和、栗田梨津子、藤田智子 編著

—— 国際領域 上席主任研究官 玉井 哲也 10

●研究活動一覧

11

メールマガジン
「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

研究成果報告会・講演会の開催案内、刊行物の新刊情報など当研究所の研究活動に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信しています。ぜひ、ご登録ください。

<https://www.maff.go.jp/primaff/koho/e-mag/index.html>

見通せない見通しと、見通せる見通し

日本大学 生物資源科学部 食品ビジネス学科 教授 清水みゆき

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大で、今年は新年度以降の仕事、学校、行事、生活など、様々なことについて先の見通しが見つからない状況に陥り、それは今も続いている。辞令交付式はある？入学式？いつなら会える？会議？学会？通院？面会？いつとも約束できず、しかし授業を取りやめるわけにはいかず、組織は活動を続け、個人は生活を続けざるを得ない。

やらないのではなくどのようにやるのか、ようやくそれで動いている。人は予定や計画を立て、時間、体調、人間関係、資金などのコントロールをしつつ、見通しをつけながら生きているのだと実感する毎日である。そんな最中、歌舞伎座前の某弁当店が閉店するとの情報を知った。歌舞伎座への来客だけが顧客ではなかったであろうが、閉店のご挨拶で、「諸般の事情」としながらも、また歌舞伎座より20年以上も早い創業にもかかわらず「歌舞伎と共に今に伝える江戸の味」を信念にしていたことが綴られており、その顧客層が想像される。歌舞伎座の今後が、すぐには見通せない状況であることが伝わってくる。これも、この先どのようにするのかの一つの選択肢ではあると思われた。しかし、インバウンドによる収入にも目途が立たなくなり、またそれを見込んだ商品などの行き先確保のため、農水省も補助事業に乗り出してはいるが、飲食、交通、宿泊業などの関係者が大変苦勞されている様子を見聞きするにつけ、「どのようにやるのか」を見通す際には、「リスク分散」が非常に重要な柱であると改めて思う。

ところで、新たな「食料・農業・農村基本計画」が3月末に閣議決定された。今回新たに設定されたのが「食料国産率」という指標と、「食料自給力」指標およびその「見通し」であった。

前者については国内の畜産農家で飼育、出荷された畜産物は国産飼料か、輸入飼料かのどちらで飼育されたかにかかわらず、国内で生産された畜産物に対して用いる呼び方であるが、これは誰に向かって発信しようとした情報なのか、正直ちょっと悩まし

い。消費者の実感に近づけたということであれば、国産畜産物の販売に際しても「国産飼料の国産食料」と「輸入飼料の国産食料」という表示が、最も消費者に分かりやすいのではないだろうか。教育・研究資料としては従来どおりの自給率と国産率が併記されるのだろうか、などの心配も尽きないのであるが、用語は可能な限り統一され、それを頻繁に使用してほしい。

現在でも農家区分が専兼別と主準副業別が並置されていて、高校の教科書レベルでも統一されていない。そのため、この用語が出てくる度に、1年生には説明が必要となる。この消費者に分かりやすいだろうという指標が、本当にそれが分かりやすいのかどうか、是非とも消費者アンケートなどを実施して明らかにしてほしい。

そして「食料自給力」については、今回「見通し」が追加された。前回は、現状の農地、労働力を最大限活用した場合の可能性が示されていたが、今回は農地の確保、単収、労働力確保等が向上した場合の「見通し」が示され、とりわけ全ての確保が進み、それら資源を最大限活用するよう最適化した場合は、推定エネルギー必要量を超えるエネルギーが確保されるという。

先を見通すことができ、かつ、それが悲観的ではないとすると、日本の「食料自給力」もなかなかではないかという感想もなくはない。コロナ禍だから見通せる資源があるだけまだ良いとも思う。しかし、なかなか上がらない食料自給率と増え続ける輸入依存という実態について、「食料自給力」と「食料自給率」という言葉が並置され、誤解されないこと、そして楽観的になりすぎないことを願うばかりである。力はあるけど発揮できないという環境は十分考えられるうえ、63%の輸入依存度という「リスク」はやはり高いと思う。



令和2年度連携研究スキームによる研究課題の紹介

企画広報室 企画科長 林 岳

1. 連携研究スキームのご紹介

近年、ICTの普及・拡大や複数領域にまたがる課題の増加、経済社会のグローバル化等、社会経済情勢が大きく変化する中で、研究分野においても、様々な最先端の分析手法を使う必要がある研究課題、海外の知見や複数分野の知見を集約して取り組まなければならない研究課題も増加しています。このことから、農林水産政策研究所では、農林水産省の行政部局に農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を提言するため、新たな研究ニーズに対応するとともに、研究における人的交流の拡大を目的として、農林水産政策研究所と大学を始めとした研究機関等との連携を強化しながら研究を行っていく連携研究スキームを今年度から新たに創設し、研究を行います。

2. 令和2年度連携研究スキームにより農林水産政策研究所が行う研究課題

令和2年度に連携研究スキームにより農林水産政策研究所が行う研究課題は、表のとおりです。以下、研究分野ごとにその内容について御紹介します。

(1) ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究

新型コロナウイルス感染症の拡大は、食料・農業・農村分野にも大きな影響を与えつつあり、特に、輸出国の輸出規制の動きや食生活の大きな変化により、一時的に不足する食品があった一方で逆に過剰となった食品もあり、食料安全保障のあり方について考えさせられる事態となりました。こうした変化は、新型コロナウイルス感染症の収束により一時的なものとして元に戻る変化もあれば、不可逆的に戻らない変化として「新常态（ニューノーマル）」の社会環境が成立するものと考えられます。

このため、社会科学的なアプローチで、新型コロナウイルス感染症による中長期的な食料需給への影響を定量及び定性的に明らかにするとともに、ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方について以下の三つの小テーマについて研究を実施します。

- ①食料の安定的な供給体制の構築に関する研究のうち、食料供給、食料消費の構造的な変化を踏まえた食料安全保障のあり方に関する研究

1) 食料消費の構造変化に関する分析

インターネット/店舗購入のレシートデータによる購買履歴分析、POSデータによる店舗販売動向分析を行い、消費者の購買行動等食料消費の構造的な変化を解明します。また、ウェブアンケートによる食品摂取、消費者意識調査を実施し、その変化を把握します。これらにより食料消費に与える中長期的な影響を解明します。

2) 食料供給体制の構造変化に関する分析

品目別・業態別小売価格動向の分析、OECDデータベースによる農業・食料部門の生産構造分析により、食料供給体制に与える中長期的な影響を解明します。さらに食品関連産業の構造的な変化について、産業連関表を使った分析についても可能なところから実施します。

3) 食料安全保障のあり方に関する分析

1)、2)の研究成果を踏まえ、また委託研究とも連携することで、ポスト新型コロナウイルス時代における目指すべきフードシステムの方向性、食料の安定的な供給体制の構築に必要な対策を明らかにし、安全保障のあり方を解明します。

②食料の安定的な確保のための国際市場に関する研究のうち、安定的な穀物等の調達に向けた企業行動と国際需給に関する研究

日系穀物商社等の穀物等の調達・事業戦略について、南米地域を中心に把握するとともに、我が国の穀物を輸入している実需企業の安定的な原料調達に向けた企業動向調査を実施します。その分析に基づき、安定調達に必要な方策を解明するための含意を得るとともに、委託研究とも連携することで、国際市場における企業行動等の変化を把握し、安定的な穀物等の輸入を確保する企業戦略を明らかにし、食料需給の的確な展望に貢献します。

③国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた供給体制に関する研究のうち、中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方に関する研究

中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方について、統計分析、ヒアリング調査等により明らかにし、委託研究とも連携することで、水産物を中心にポスト新型コロナウイルス時代の農林水産物の国内への安定供給と輸出の拡大に向けた総合的な対策を解明します。

(2) 超高齢社会における社会・健康問題の解決に資する学際的研究のうち、食料消費と食生活・健康に関する実証的研究

高齢化が進行する我が国において、消費者は店舗での食品購入の場面では、膨大な商品とともに産地、栄養や健康機能など多種多様な情報が氾濫しています。このような状況での食品購入は高齢者に過度の負担を強いていることが考えられます。

本研究において、農林水産政策研究所では、食料品アクセスマップを応用し物理環境の食生活・健康に与える影響について多面的・定量的に検証します。また、委託研究とも連携することにより、物理環境からの食生活改善と個人要素としての食選択行動の要因が解明され、実践的な食環境の政策提言の整備条件が明らかになります。同時に、食選択行動の解明は、一定の品質の農産物・食品の販売戦略や、今後も拡大が見込まれる健康や倫理的消費に対しても政策的示唆が得られます。

(3) ナッジ等を活用した気候変動への対応等環境政策の推進に関する研究のうち、フィールド実験を通じた農業者等の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究

農業環境分野においては、気候変動への対応、生物多様性の保全、バイオマスの利活用等を目的として様々な政策が講じられていますが、農業環境に関する研究や政策評価の多くは、農地や消費者行動の観察データを利用した政策や制度がもたらす効果の事後分析が中心でした。しかしながら、観察データによる分析は、政策の効果を厳密に分析することができない上、これまで実施されたことがない新たな政策の効果を把握することが困難です。そうした中、政策評価、政策研究の新たな手法として、前向きアプローチの実験的手法が注目されています。

本研究では、G20首席農業研究官会合におけるコ

ミュニケ（社会実験的アプローチの推進）も踏まえ、農業者が地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動をとるためのインセンティブやボトルネックを調査の上、フィールド実験を通じて、ナッジを含む行動介入や政策措置の行動変容の程度を把握し、エビデンスに基づく政策措置についての研究を行います。

(4) 農福連携の地域経済・社会、障害者の心体への効果に関する研究のうち、農福連携の取組の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究

全国的に農福連携の取組が拡大しており、その推進の全国的な機運が醸成してきているところです。こうした中で、障害者や高齢者が農業に従事することによる身体的、精神的な好影響について、聞き取り調査等により総体的には明らかになりつつあるものの、詳細については不明な点が多く残されています。また、農福連携による障害者や高齢者への効果と、周囲の農家や住民、地域社会に対する影響は複雑に絡み合っているため、その影響についてできるだけ定量的に把握する努力を行いつつも、農福連携の推進効果について、常に総合的に把握していく必要があります。

そこで、本研究では、農福連携の取組による地域の農業、地域経済・社会への影響について可能な限り定量的に把握し、その効果的な発揮の仕方についての研究を行い、これと併せて、農福連携の取組による障害者・高齢者の心体への効果の定量的な把握を委託研究として委託し、双方を連携させて進めることで、農福連携による効果の全容を把握・整理し、その効果的な発揮のための方策を明らかにします。

テーマ	農林水産政策研究所で行う課題	委託先が行う課題
ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究		委託研究課題の募集は終了しました。現在、応募課題の審査中です。
小テーマ1： 食料の安定的な供給体制の構築に関する研究	食料供給、食料消費の構造的な変化を踏まえた食料安全保障に関する研究	
小テーマ2： 食料の安定的な確保のための国際市場に関する研究	安定的な穀物等の調達に向けた企業行動と国際需給に関する研究	
小テーマ3： 国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた供給体制に関する研究	中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方に関する研究	
超高齢社会における社会・健康問題の解決に資する学際的研究	食料消費と食生活・健康に関する実証的研究	
ナッジ等を活用した気候変動への対応等環境政策の推進に関する研究	フィールド実験を通じた農業者等の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究	
農福連携の地域経済・社会、障害者の心体への効果に関する研究	農福連携の取組の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究	

近年の水産物輸出動向及び輸出拡大に伴う 国内産地への影響

—ホタテガイと養殖ブリの事例—

食料領域 上席主任研究官 高橋祐一郎・研究員 天野 通子

我が国の水産物輸出は、近年の海外での水産物消費の増加や日本食ブームの広がり等を背景に2019年では2,873億円に拡大し、これは農林水産物・食品輸出金額全体の31.5%を占めています。本稿では、水産物の中で最も輸出金額が大きいホタテガイと、海外の日本食市場の寿司や刺身食材として輸出を活性化させている養殖ブリについて、輸出動向及び輸出拡大に伴う国内産地への影響に関して考察した結果を紹介します。

1 ホタテガイ

2019年のホタテガイの輸出は、生鮮・冷凍品が84千トン、447億円、ボイル等の調製食料品が12千トン、76億円、干し貝柱（他の品目の干し貝柱も含む）が0.8千トン、80億円です。このうち生鮮・冷凍品は、2010年代までは5～12千トン、90～113億円程度で推移していましたが、2012年から中国向けが急激に増加し、2019年の中国への輸出は70千トン、268億円です。この理由は、中国における国産ホタテガイと同種の貝（蝦夷扇貝）の減産が続いているからです。原因は、主要生産地である遼寧省大連市の沖にある獐子島（しょうしとう）付近の海洋環境の悪化と言われています。

中国に輸出されるホタテガイの多くは、両貝（水揚げされた成貝）を洗浄、選別、冷凍した冷凍両貝

と呼ばれる形態です。中国では、これを中国料理の食材として消費するほか、解凍の際に保水作用がある食品添加物のリン酸塩水を高濃度で用いることで、水分で体積と重量を増加させる処理を行った貝柱を再冷凍して、大きな食材を好む米国等に再輸出しています。

中国への輸出の増加に伴い、産地価格は上昇し、2016年には国内の生産量の減少もあいまって、2012年の1.5～2倍にまで増加しました。生産者組合の中には、産地価格の値決めを、これまでの定期的な生産者と加工業者の協議から、高価格が期待できる入札に転換したところも現れています。

しかし、冷凍両貝の輸出拡大には種々の問題もあります。まず、輸出量や産地価格が中国の需給に左右されてしまい、国内向けの供給量や小売価格が不安定になる可能性があります。また、加工の度合いの高いボイルや貝柱等の製品に比べて安価な冷凍両貝の取扱が増加することで、加工業者の収益が減少し経営が悪化する懸念があります。さらに、貝の内臓が除去されていないことから、貝毒の未検査品が商品に混入するおそれがあり、食中毒が発生すればホタテガイの安全性を大きく損ねます。

一方、EU諸国への輸出は、ほぼ全量が冷凍両貝の形態で、2008年～2019年は、0.6～1.2千トン、8～35億円程度で推移しています。主な輸出国はオランダ、フランス、イタリア、ベルギーの4か国です。中でもEUの貿易ハブ国であるオランダへの輸出金額は、2008年の約2億円から2019年には約14億円に増加しており、一定の需要が獲得されていることがうかがえます。2019年2月に発効した日EU経済連携協定（以下、日EU-EPA）により、ホタテガイの関税が2027年までに段階的に撤廃されることから、輸出の拡大が期待されますが、EU-HACCPに基づく厳しい衛生管理を保つための高額なコストと労力がEU向け商品の生産のネックになっているといった新たな問題も生じています。

2 養殖ブリ

養殖ブリの輸出は、2008年のフィレ（三枚おろしの身）で2.5千トン、39億円から、2019年の10千トン、184億円と年々増加しています。輸出相手国の日本食レストラン等のニーズに合わせて、原魚で5キロ以上に畜養されたものがフィレにされ、大型で

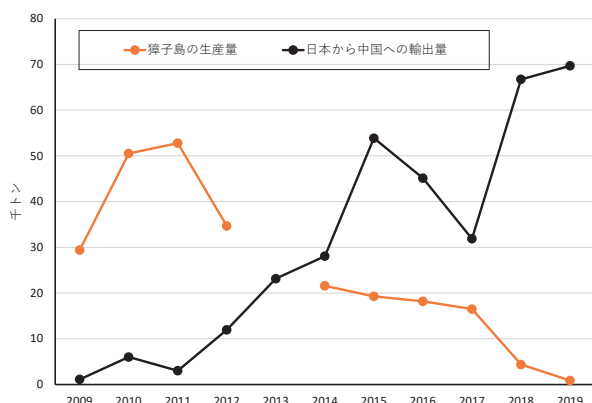


図 中国・獐子島の生産量と日本から中国向けの輸出量（生鮮・冷凍）の関係

資料：中国・獐子島の生産量は、2009～2018年はMSC（海洋管理協議会）のHPで公表されたサーベイランスレポートから引用、2019年は中国紙報道を基に2018年の値から推計。日本から中国への輸出量は財務省貿易統計。

脂質の多い魚体を好む米国向け（輸出量の約8割）を中心に、香港・中国、東南アジア、EU、中東等にも輸出されています。

養殖ブリの輸出を担っているのは、主に西日本に位置する水産物の集荷、加工、販売等を行う産地流通加工企業（以下、企業）です。1980年代から国内向け養殖ブリの供給過多が問題になり、一部の企業が米国向け輸出を行うことで国内の需給バランスの維持を図ったことが輸出のきっかけです。初期の輸出はラウンド（丸魚）でしたが、米-HACCPやEU-HACCPの認定を受けたフィレの加工場が建設され、次第に、国内外に対して出荷できる体制が整えられていったことから、1990年代にはフィレの輸出が主体になりました。2000年代に入り、政府の輸出振興政策が本格化すると、多くの企業が、輸出品展示会の参加や、米-HACCPやEU-HACCP認定施設の建設を積極的に行うようになりました。

養殖ブリの輸出ルートは、これら企業を起点にみると3つのパターンがあります。第1に直接に海外の輸入業者と取引する直接貿易、第2に国内の輸出業者との取引による間接貿易、第3に消費地卸売市場に出荷したものが卸売会社や仲買会社等を介して輸出業者に買い取られ輸出されるパターンです。信用ある取引先を確保しながら、為替差損等の様々なりリスクを回避できる第2のパターンを選択する企業が多いです。

これらの企業について、輸出方法、出荷形態、米国市場への参入時期等から類型化し、表のとおり整理しました。（Ⅰ）と（Ⅱ）の企業は米国市場への参入が早い先発型（輸出開始時期は1980年代～2000年代初頭）で、うち（Ⅰ）の企業は、EU-HACCP認証を取得して積極的に輸出を拡大しています。（Ⅲ）～（Ⅴ）の企業は、2000年代後半以降に輸出を開始しています。（Ⅲ）（Ⅳ）の企業は、米-HACCP認証を取得してEU諸国以外での地域を中心に輸出を拡大しましたが、このうち意欲的な企業では、EU-HACCP認証を追加で取得する動きもみられます。（Ⅴ）の企業は、米-HACCP認証を取得したものの輸出には慎重であり、主に国内向け販売に重点を置いています。売上に占める輸出割合が

増加しているのは（Ⅰ）（Ⅲ）で、その他は横ばいです。なお、（Ⅰ）～（Ⅳ）の企業では、ASC（Aquaculture Stewardship Council）やMEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などの環境認証の取得を検討し、輸出をより拡大しようとする動きがあります。なお、日EU-EPAでは発効時にブリの関税が即日撤廃されており、今後はEU諸国への輸出拡大が期待されます。

3 今後の課題

本稿で紹介した2つの品目は、いずれも近年の海外需要に応えることで輸出を拡大させてきました。しかし、昨今の新型コロナウイルス禍は、国内外の物流や食料需要を大きく変化させており、貿易にも影響があることは必至です。こうした中、国内水産業の成長産業化を見据えた輸出戦略には、輸出の拡大だけでなく、適切な資源管理のもと、国内外の生産・需給動向の的確な把握、生産・加工コストの削減を目指した技術の実用化の促進等による供給体制の高度化、国産水産物の付加価値に関する海外への一層のPR等が、国際競争力の向上や食料安全保障の観点からも有効と考えられます。

加えて、財務省『貿易統計』の一層の整備も輸出戦略には重要なポイントです。特に、加工の度合いが異なる商品については、それぞれが輸出統計品目として扱われることが望ましいです。例えば、ブリでは、2018年までは養殖ブリが主体となるフィレ（ラウンドの重量の約60%）のみに設定されていましたが、2019年から天然ブリが主体となるラウンドが新たに輸出統計品目に追加され、今後は天然・養殖の両方について、統計データから相手国の需要や国内生産物の仕向け等の把握が可能になりました。一方、ホタテガイでは、商品単価が異なる冷凍貝柱（両貝の重量の約10%）と冷凍両貝が、同じ輸出統計品目で設定されているため、輸出品に占める冷凍両貝の割合や商品形態別の輸出仕向け等の把握が困難な状態です。統計データの遡及、国際的に統一された輸出統計品目の設定等に配慮しつつ、商品形態を反映できる輸出統計品目の新設や再設定が必要と考えられます。

表 養殖ブリ輸出を行っている企業の類型化

企業の類型	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
企業タイプ	先発型		後発型		
企業の特徴	先行投資	積極的参入	積極的参入		慎重的参入
水産物加工場の認定	EU-HACCP・米-HACCP	米-HACCP	米-HACCP（EU-HACCP、ほか）		米-HACCP
主な商品形態	冷凍＞生鮮	冷凍＞生鮮	冷凍＞生鮮	冷凍＜生鮮	生鮮
輸出方法	間接輸出・一部直接輸出	間接輸出・一部直接輸出	直接輸出・間接輸出	間接輸出	間接輸出
該当企業	2社	1社	1社	3社	6社
売上に占める輸出の割合	20～30%	40%	40%	5%前後	5%未満



世界の農業・農政

オーストラリア各州における遺伝子組換え作物栽培規制の動向

国際領域 上席主任研究官 玉井 哲也

1. はじめに：連邦政府が許可したGMOを州政府が栽培規制

遺伝子組換え作物（GMO）は、北米、南米などの国々で栽培面積を伸ばしてきました。オーストラリアでもGMカノーラやGM綿花が大規模に生産されています。これらは無条件で栽培できるわけではなく、2001年に施行された連邦政府の遺伝子技術法に基づく許可を得る必要があります。2020年7月7日現在、同法に基づき商業栽培を許可された農作物は、綿花、カノーラ、カーネーション、バラ及びサフラワー（工業用油脂成分）で、このうち綿花及びカノーラはその油が人の食用となり得るものです。

綿花及びカノーラのGMOについて最初の商業栽培許可が出たのは、それぞれ2002年9月と2003年7月ですが、GMOの商業栽培に対して消費者の不安があり、農業生産者の一部も海外の輸出先市場からの評価が下がることを懸念したところから、州政府が法律によりGMOの栽培禁止措置（モラトリアム）を導入しました。すなわち、連邦政府が認めたにもかかわらず、州政府が栽培することを禁止したのです。

しかも、モラトリアムは一律ではなく、州・地域によって異なります。クイーンズランド州（Qld）と北部準州（NT）は、モラトリアムを全く行いませんでした。その上、モラトリアムを実施した五つの州と首都特別地域（ACT）でも、法律の対象となるGM作物の範囲、実際に栽培禁止されたGM作物などに、違いがありました。その後、モラトリア

ムを解除する州が現れ、今日では栽培禁止の地域や作物は限られています。以下では、州・地域による多様な規制の内容と変遷やその背景を解説します。

2. 当初（2004年頃）のモラトリアム：GMカノーラは栽培禁止

当初のモラトリアムの状況は第1表のとおりです。ニューサウスウェールズ州（NSW）及びACTは、法律の対象を「GM食料作物」として主に食用のものに限り、サウスオーストラリア州（SA）は食料・飼料になるものに限っていました。ヴィクトリア州（Vic）、ウェスタンオーストラリア州（WA）及びタスマニア州（Tas）はGM作物全部を法律の対象としました。命令等で指定したGM作物を栽培禁止とする仕組みはどの州・地域も似通っていますが、具体的には、NSW、Vic及びACTではGMカノーラを特定し、WA、SA及びTasでは法律が対象とするGM作物のすべてという形で指定しました。

このような法律の対象や禁止命令の内容によって、州・地域により栽培禁止となるGM作物はまちまちでした。第1表に示すように、食用にならないGMカーネーション、GMバラは多くの州・地域で栽培が可能でした。また、綿花の生産地はQldとNSW北部にほぼ限られていますが、Qldにはそもそもモラトリアムがなく、NSWでは綿花は法律の対象外なので、GM綿花の栽培は制約されませんでした。GMカノーラについては、モラトリアムのない

第1表 州・地域政府のGMOモラトリアムの枠組み：当初（2004年頃）

州・地域	法律が対象とするGM作物	法の仕組み	命令等による商業栽培禁止の対象	商業栽培可能なGM作物	
				法の対象外なので栽培可能	命令等による禁止がないため可能
ニューサウスウェールズ (NSW)	GM食料植物（主に食用として栽培する植物）	大臣の命令により、指定したGM作物を栽培禁止とする。	GMカノーラを栽培禁止	綿花、カーネーション、バラ、サフラワー	—
ヴィクトリア (Vic)	GM作物（食用か否かを問わない）	大臣の命令により、指定区域で指定GM作物を栽培禁止とする。	州全域でGMカノーラを栽培禁止	—	綿花、カーネーション、バラ、サフラワー
ウェスタンオーストラリア (WA)	GM作物（食用か否かを問わない）	大臣の命令により、指定区域で指定GM作物を栽培禁止とする。	州全域であらゆるGM作物を栽培禁止	—	—
サウスオーストラリア (SA)	GM食料作物（人の食料、動物飼料になり得るもの）	州総督（実質的には大臣）が、対象作物の栽培規制の規則を制定。	州全域であらゆるGM食料作物の栽培を禁止	カーネーション、バラ、サフラワー	—
タスマニア (Tas)	GMO（GM作物だけでなくGM動物も対象）	大臣の命令により、指定区域をGMO栽培禁止とする。	州全域であらゆるGMOを栽培禁止	—	—
首都特別地域 (ACT)	GM食料植物（主に食用として栽培する植物）	大臣の命令により、指定したGM作物を栽培禁止とする。	GMカノーラを栽培禁止	綿花、カーネーション、バラ、サフラワー	—

資料：筆者作成。

注. バラ、サフラワーのGMOは当時、商業栽培の許可は出ていなかったが、当初の枠組みに照らした場合の栽培の可否を示した。

Qld及びNTではカノーラ栽培が行われておらず、他の州・地域ではいずれも栽培禁止とされたので、オーストラリアでは生産できなかったのです。

3. 今日のモラトリウム：栽培禁止措置は実質的にはほぼ全面解除

以上で述べたような状況から、その後のオーストラリアにおけるGMOモラトリウムを巡る議論は、もっぱらGMカノーラの商業栽培解禁の是非を巡って展開されました。世界的にGMO栽培が拡大するなかで、分別流通の仕組みが整っていることからGMカノーラ混入や市場の喪失・価格低下といった懸念は当たらないなどとして、解禁を求める農業生産者の声が強まりました。

こうして、2008年にNSWとVicが、2010年にはWAがGMカノーラの商業栽培を認めるに至りました。2020年にはSAにおいてもモラトリウムがほぼ解除され、域内全体でのGM作物の商業栽培禁止を維持しているのは、Tas（あらゆるGM作物を禁止）とACT（GMカノーラを禁止）のみです。

この規制緩和の方法も、州により大きく異なります（第2表）。NSWは、GMカノーラ商業栽培を解禁しましたが、法律は栽培禁止を原則とし許可を得たGM作物のみ栽培を認める仕組みに改めました。ただし州政府からの許可は品種を特定することなく連邦政府から商業栽培許可が出されたGMカノーラ全般を対象としたので、その後新たに連邦政府から許可された品種のGMカノーラも自動的に商業栽培が可能となります。Vicでは禁止命令が失効したことにより解禁となりましたが、モラトリウム法は存続しています。WAは2016年に法律を廃止しました。

WAは法律廃止に先立ち2010年に例外許可により解禁していたため、SAは10年間にわたりGMを認めない唯一のカノーラ主要生産州でした。そのSAでも2019年後半以降、モラトリウム解除を図る政府と野党等反対派の間で対立し、政府側が法案を出しても否決されるといった状況が続きました。2020年4月、妥協が成立し、改正後の法律は、カンガルー島については法律そのものによってGM食料作物の商業栽培を禁止し、その他の場所でも自治体からの

申請に基づき自治体の区域単位でモラトリウムを指定することがあり得る、という、他に例のない仕組みとなりました。この指定は2020年11月15日までに行われる予定です。

4. おわりに

このような変遷を経て、現在、連邦政府の許可を得たGM作物の商業栽培が禁じられているのはSAのカンガルー島、Tas及びACTに限られますが、カンガルー島では綿花栽培、ACTではカノーラ栽培が行われていません。モラトリウムはほぼ全国で解除された状態と言えるでしょう（カンガルー島及びTasの土地面積はオーストラリア全体の1%弱です）。今日、オーストラリアで栽培される綿花のほぼ全部がGM綿花で、カノーラのGMO割合は2割を超えるとされています。

ただし、以上で見てきたように、オーストラリアでは州・地域によって対応が様々であることを考えると、今後出現する新たなGM作物への対応は予断できません。例えば医薬用のGMケシが連邦政府の許可を得た場合は、食用ではないのでTasを除く州・地域では栽培可能となるでしょう。食用のGM小麦が連邦政府から許可されたと仮定しても、TasとGM食料植物を原則禁止としているNSWを除いて、栽培が認められることとなりますが、人が直接口にする作物となると、州・地域政府の対応は異なってくる可能性が大きくなります。法律が存続しているVic、SA、ACTは命令を変更することによりモラトリウムを復活ないし追加することが可能ですし、モラトリウム法の存在しないQld、NT及びWAでも改めて法律を制定する動きが生じるかもしれません。GMOの新品種の開発などに対応して、今後の動向が注目されるところです。

注. 本稿は、当研究所のプロジェクト研究資料「主要国農業戦略横断・総合」第12号、平成30年度 カントリーレポート：メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア（2019年3月）の第4章（オーストラリア）に、その後のSAの動向などを加えてまとめたものです。（https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/190300_30cr12_04.pdf）

第2表 州・地域政府のGMOモラトリウムの枠組み：現在（2020年7月）

州・地域	モラトリウム解除等の経緯	商業栽培禁止のGM作物	
		当初（2004年頃）	現在（2020年7月）
ニューサウスウェールズ（NSW）	2007年に法律改正し、GM食料植物の商業栽培を原則禁止、大臣の許可を得たもののみ栽培可とした。2008年3月にGMカノーラを許可。	カノーラ	—
ヴィクトリア（Vic）	州全域でGMカノーラを栽培禁止としていた命令が当初の期限（2008年2月末）で失効（法律は存続）。	カノーラ	—
ウェスタンオーストラリア（WA）	2009年にオード灌漑地域のGM綿花、2010年に州全域のGMカノーラを、例外として商業栽培許可。2016年に、法律を廃止。	あらゆるGM作物（綿花、カノーラ、カーネーション、バラ、サフラワー）	—
サウスオーストラリア（SA）	2020年に法律改正し、カンガルー島のモラトリウムを法律で規定。	あらゆるGM食料作物（綿花、カノーラ）	カンガルー島での綿花、カノーラ
タスマニア（Tas）	（モラトリウム解除せず） 法律の期限を2029年11月まで延長。	あらゆるGM作物（綿花、カノーラ、カーネーション、バラ、サフラワー）	あらゆるGM作物（綿花、カノーラ、カーネーション、バラ、サフラワー）
首都特別地域（ACT）	（モラトリウム解除せず） 法律に期限は無い（大臣の終了通知により失効）。	カノーラ	カノーラ

資料：筆者作成。

東・東南アジア諸国の農村社会に関する研究 —農協組織の発達と絡めて—

国際領域 主任研究官 岡江 恭史

1. はじめに

当所の前身である農業総合研究所の斎藤仁は、「低開発諸国の農協は組織率が低く、商品経済に対応する機能も小さく、政府の下部機関という色彩が濃い。これに対して、日本の農協は信用事業を核とした総合農協として自生的な発展を遂げている。その背景には、日本の村が、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権をもつ自治村落だったことがある」ということを指摘しています（斎藤，1977）。実際にはどうなのでしょう。本稿においては、日本とその周辺の東・東南アジア諸国における農村社会のあり方に関する既存研究を整理・紹介しつつ、農村社会の違いが実際にはどのような形で各国の農業・農村に影響を及ぼしているか、農協の発達を例として考察してみました。

2. 中国・東南アジア諸国の農村社会に関する研究

中国における「村」は、旗田巍によると、19世紀末以降に、地方政府がそれまで個々の農民が作物の盗難を防ぐために行っていた監視を協同で行わせるため組織を結成させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来しています。作物を盗むのは村外より村内の人間の方が多いので、外部へ対抗する村の封鎖性・排他性もなく、村の範囲も村人の資格も厳格ではありません（旗田，1973）。また普段は付き合いがなくとも、同一の父系の系譜に属している者同士が必要に応じて結び付くことがよくあります。この父系の系譜をベースにした親族集団は宗族と呼ばれます（王，1987）。簡単に言えば、日本のように地縁は重視されませんが、血縁、とりわけ父系中心の血縁が重視されるのが中国です。

タイにおける人間の集団は、水野浩一によると、自分を中心として放射線状に広がる二者関係の累積です。タイの農村では、一つの屋敷地内に親世帯の家屋と子供世帯の家屋が存在する「屋敷地共住集団」が見られますが、子供は息子夫婦の場合も娘夫婦の場合もあり、状況次第でいつでも子供世帯が分離可能であり、日本のイエや中国の宗族のような永

続性を意識した系譜関係ではありません。タイにおける「村」とは、この屋敷地共住集団の集合体に過ぎず、人々の社会関係を区切る単位ではありません。村長はいますが、村内に固定した集団は形成されず、地位・役割は未分化です（水野，1981）。このような二者関係の累積体としての人間集団という特徴は、フィリピン、インドネシア、マレーシアなどでも見られ、東南アジアに共通するものと考えられています（中根，1987；前田，1989）。このように東南アジアにおいては、総じて村落のまとまりは弱く、強固な親族集団は見られません。

3. ベトナムの農村社会に関する研究

東南アジアの中での例外がベトナムです。ベトナムの王朝権力は、村落内の名簿や土地所有状況を把握できず、徴税・賦役・徴兵などは村落に請け負わせました（白石，2002）。各村の村人によって定められた村の掟である「郷約」には、多岐にわたる規定（祭礼・集会・村内組織・役職・冠婚葬祭・自警・紛争処理・表彰・相互扶助・インフラ整備など）が明記されました（嶋尾，1992）。村の境界は竹藪や土堀で囲まれて地理的な範囲が明確であり（グルー，1945）、公田という村落共有地を持ち、村人間で割替が行われていました（桜井，1987）。

このような村落自治は現代でも見られます。共産政権下で村の合併が行われたので、かつての伝統村落は、正式な行政村ではなく、その下請け機関になっていますが、今でも行政村よりこの旧村のまとまりが強いのです。筆者自身の調査村（旧村）でも、村の「規約」が定められています。葬式は村総出で行われますし、村単位で農民会や婦人会などの各組織が活動しており、村人は村ごとの集会所に集まって会議をします。村は、共有地である池を村人に貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当しています。村人が公共用に拠出する金額の約98%が旧村レベルで使用（村内インフラ等）されており、行政村へ支払うのはわずか2%のみ（土地・家屋税等）です（岡江，2015）。ベトナムにおける父系親族集団「ゾンホ」の系譜はせいぜい数代前くらいしかさかのぼらず、関係も村の外に出ることはありません（末成，1998）。筆者自身の調査

でも、何代にもわたる系譜を持つのは、かつて上級機関の役人を輩出した名家だけで、多くの人間にとって興味があるのは自分の身近な親戚です（岡江，2007；Okae，2009）。

このようなベトナムの村落は、地縁的なまとまりが強い日本の自治村落と多くの類似点があるように見えます。そのため、ベトナムにおける日本型総合農協の発展の可能性を見る日本の農業経済学者もいます（泉田，1999）（Cho，2001）。実態はどうでしょうか。ベトナムでは、かつての農業集団化時代の農業合作社の多くは解散したものの、一部は現在でも残存しています。しかし、その多くは水利・灌漑しか担当しないか、形式的にのみ存在しており、市場経済に対応して経済事業（購買販売事業）を積極的に行うものは少ないのが実情です（竹内，1999）。また信用事業と経済事業を兼営している農協はほとんど存在しません。ベトナムでは日本型総合農協の発展は見られないのです。

そこには経済的な理由が考えられます。ほとんど市場経済が発展しなかったベトナム農村に対して、日本の封建社会に生きた農民は恒常的に市場と交換関係でつながっており、自治村落は内部を拘束するとともに対外的な交渉力を持つことで、市場経済へ対応する機能を有していました（斎藤，2009）。系統組織も、村落がもともと市場経済対応能力を有していたからこそ機能したといえます。これに対して、現在のベトナムの農協の多くは、もともと集団的農業生産のための組織が前身であり、市場経済に対応するノウハウが不足しています。

4. おわりに

ベトナムは、日本と同様村落のまとまりは強いのですが、歴史的に市場経済が発展しておらず、村落を越えたネットワークも形成されてこなかったことによって、これまで農協はあまり発展してきませんでした。これに対して、村落のまとまりがない中国では、日常的に接触しない人間ともネットワークを形成する動機が強く、歴史的にも広域的な流通や貨幣経済が早くから形成されてきました（足立，1998）。そして現在の中国では、市場対応能力の高い農民専門合作社が活発に活動しています（苑，2013）。同じく村落のまとまりがないタイにおいても、貯金組合等の組織が新たに形成されています（重富，1996）。もっともこれらは事業目的を限定した農協（日本でいう専門農協）ですが、これらも農協発展の形であることには間違いありません。

これらの事実から、農協の発展には、市場経済の浸透と市場対応能力、そして村外に拡大する人的

ネットワークこそが重要であると考えられます。日本においては、これらの条件の上に自治村落の伝統があったため、特殊日本的な総合農協が成立したと考えられます。つまり、自治村落は総合農協成立の必要条件ではあるが十分条件ではなかったのです。

【文献リスト】

- 足立啓二（1998）『専制国家史論—中国史から世界史へ—』柏書房。
- 泉田洋一（1999）「ヴィエトナムの農村金融改革」石川滋・原洋之介編『ヴィエトナムの市場経済化』東洋経済新報社。
- 苑鵬（2013）「中国農民専門合作社の発展の現状・問題と今後の展望」『農林金融』2013（2）。
- 王崧興（1987）「漢人の家族と社会」伊藤亜人ら編『現代の社会人類学』東京大学出版社。
- 岡江恭史（2007）「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ—ハイズオン省における畜産合作社の事例より—」『ベトナムの社会と文化』第7号。
- Okae T.（2009）Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village, *Southeast Asian Studies* 47（1）。
- 岡江恭史（2015）「ベトナムの「自治村落」と農民組織—日本・中国との比較を通じて—」『村落社会研究ジャーナル』第21号第2号（通巻第42号）。
- グルー，ピエール（内藤莞爾訳）（1945）『仏印の村落と農民 上巻』生活社（Gourou, Pierre（1937）*Les paysans du delta tonkinois*）
- 斎藤仁（1977）「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44。
- 斎藤仁（2009）「日本の村落とその市場対応機能組織—批判への答を中心として—」大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落—組織と機能—』清文堂出版。
- 桜井由躬雄（1987）『ベトナム村落の形成』創文社。
- 重富真一（1996）『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所。
- 嶋尾稔（1992）「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約再編の一事例の検討—」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24。
- 白石昌也（2002）「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム（講座・東アジア近現代史5）』青木書店。
- 末成道男（1998）『ベトナムの祖先祭祀』風響社。
- 竹内郁雄（1999）「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所。
- Cho, Kenji,（2001）New Agricultural Cooperatives in Vietnam - Discussions Based on the Japanese Experience, CHO Kenji and YAGI Hironori (eds.) *Vietnamese Agriculture under Market -Oriented Economy*, Agricultural Publishing House.
- 旗田巍（1973）『中国村落と共同体理論』岩波書店。
- 中根千枝（1987）『社会人類学—アジア諸社会の考察—』東京大学出版会。
- 前田成文（1989）『東南アジアの組織原理』勁草書房。
- 水野浩一（1981）『タイ農村の社会構造』創文社。

『オーストラリア多文化社会論 移民・難民・先住民族との共生をめざして』

関根政美、塩原良和、栗田梨津子、藤田智子 編著

国際領域 上席主任研究官 玉井 哲也



『オーストラリア多文化社会論
移民・難民・先住民族との共生をめざして』

編著／関根政美、塩原良和、栗田
梨津子、藤田智子

出版年／2020年
発行所／法律文化社

日本で暮らす外国人人口は今後更に増加して、日本も多文化社会になることが予想され、国や地方自治体でも多文化共生の推進を標榜するようになっていきます。こうした状況に鑑み、多文化共生を実践している国の理念・政策・経験・社会的影響などから、見習うべき点や課題を考察するべく、オーストラリアを対象にまとめられたのが本書です。

本書は、1788年からの英国系白人入植以後を中心に、オーストラリアにおける近代西欧的な主流文化とそれ以外、特に非欧州系の移民と先住民（アボリジニ）との関係から多文化共生、多文化社会を論じています。

白人が人口の多くを占めたオーストラリアは、19世紀末から白豪主義を掲げ「白人社会」を国づくりの理念としました。しかし、1970年代に宗主国である英国がECに加盟すると、アジア・太平洋国家として生きていくことが必要となり、環太平洋地域との関係拡大の妨げとなる白豪主義をやめ白人社会への同化主義を否定して、文化的に多様な人々を積極的に評価し活用する、多文化主義（マルチカルチャリズム）に転換しました。多くのアジア系の移民、難民を受け入れ、定住支援・社会参加促進、多言語放送局SBS創設など多文化共生を支援する様々な施策も導入し、入植以来、土地を収奪し無視し続けてきた先住民とも和解プロセスを始めました。

しかしながら、多文化社会は必ずしも順調に発展したわけではなく、批判や反動に遭遇してきました。近年の例として、庇護希望者を上陸させず南太平洋の第三国で収容・難民審査を行う「パシフィック戦略」などが紹介されます。移民省の経過は象徴的です。1945年に移民省として設置され、1975年に移民・エスニック問題省に改称以後、エスニック又はマルチカルチュラルの文字を含んでいましたが、2007年、移民・シティズンシップ省に改名、2013年には移民・国境警備省に省名変更され多文化主義との距離が更に拡大、2017年には、内務省に吸収されて移民省は消滅してしまいました。

多文化主義が後退した要因として、1990年代以後新自由主義の影響が強くなり経済的利益に資することと自立を求めて移民への公的支援を削減したこ

と、2001年の米国での同時多発テロ事件以後テロ事件が増え「イスラム嫌悪」が拡大したこと、などを挙げています。多文化共生が陥る「多文化共生→多文化競生→多文化凶生→多文化矯正→多文化強制」というサイクルも指摘されます。

このように、オーストラリアが、多文化主義を掲げ、様々な人種や民族が独自の文化を保ちながら共存するに至るまでの道は平坦ではなく、最近では明らかな後退も見られます。地方政府レベルでは、なお多文化主義の継続意欲が強いとされ、連邦政府首相も2017年にオーストラリアを「世界で最も成功した多文化社会」と宣言するなど多文化重視は掲げ続けており、また、欧米と異なり、反移民、反多文化主義、反イスラムの極右ポピュリスト政党が大きな勢力にはなっていないということで、多文化共生の「優等生」の面目をなんとか保っているものの、今日の多文化社会も必ずしも安泰とは言えないようです。

本書で経緯や背景が詳しく描かれているオーストラリアの経験からは、多文化共生は際どいバランスの上に成り立つものであり、その維持も容易でないことが示唆されます。「ダイバーシティの推進」「多文化共生」を掲げるには、相当な覚悟を要することが痛感されます。

本書は、序章、終章を含め18の章から成り、多文化社会オーストラリアに関連するテーマを研究する16人の著者が分担執筆しています。大学学部レベルの学生に、オーストラリアについて学ぶ基礎的知識を提供することを目的の一つに挙げていますが、各章に、キーワード解説があり、細かな「脚注」「章末注」は付けず、巻末の引用・参考文献とは別に各章末に掲げられた「さらに学びたい人のための文献」は、おおむね日本語文献です。オーストラリアの文学や日本人とオーストラリアとの歴史的なかわりも描かれています。一般読者の入門書としてもお勧めできる一冊です。

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当研究所員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

①研究論文および雑誌記事等

著者名（共著者を含む）	表 題	発表誌等 （単行本の場合は発行所名も記入）	巻・号	発表年月
吉田行郷	農業分野での労働力不足下における農福連携の取り組みの現状と展望	農業市場研究	第28巻 第3号	2019年 12月
戸川律子	13章 連帯経済とソーシャルメディア—フランスの農業	地域を支える「農企業」農業経営がつなぐ未来（昭和堂）		2020年 3月
伊藤紀子	インドネシアの商業的農業地域における農家の食料消費：子育て世帯の食事の多様性と儀礼を通じた食事の授受関係に注目した事例分析	フードシステム研究	26（4）	2020年 3月
八木浩平 菊島良介 大橋めぐみ 内藤恵久	地域ブランド産品への小売店バイヤーによる評価	フードシステム研究	26（4）	2020年 3月
Sotaro Inoue, Noriko Ito, Yuta Uchiyama and Ryo Kohsaka	Sustainable Development Utilizing Local Agricultural Resources: A Network Analysis of Interorganizational Collaborations in Tsuruoka, Noto, and Aso in Japan	Japanese Journal of Agricultural Economics	22	2020年 3月
Nasunmenghe and Kohei Yagi	The state of the pastoral economy of the Solon Evenki: Focusing on the logic of their communities	Advances in Social Sciences Research Journal	7（3）	2020年 3月
吉田行郷	日本の麦—拡大し続ける市場の徹底分析—民間流通制度導入後の国内産麦のフードシステムの変容に関する研究（大麦編）	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月
宮石幸雄	メキシコの農産品貿易—北米自由貿易協定（NAFTA）の下で輸出拡大—	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月
勝又健太郎	米国農務省の経済調査局における近年の研究動向—エビデンスを提供する経済・政策研究—	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月
土居拓務	イノベーションでつながる、ひろがる、変わる農業：日本とオランダ、そして世界の動き	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
糸井明美	セミナー・研究成果報告会概要紹介 日本の麦－拡大し続ける市場の徹底分析－ 民間流通制度導入後の国内産麦のフードシ ステムの変容に関する研究（大麦編）	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月
明石光一郎	『農業と農政の視野/完一論理の力と歴史の 重み』 生源寺眞一著 ブックレビュー	農林水産政策研究所レビュー	No.94	2020年 3月
勝又健太郎	米国 －米中貿易摩擦における大豆をめぐる状況 と農村振興政策の概要－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
羽村康弘	EUの共通農業政策（CAP）の現状及び今 後の方向性における政治的要因等の検討 －農産物貿易政策を中心に－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
須田文明	フランス山岳地酪農における高付加価値化 の条件 －AOPチーズ、カンタルとコンテの比較 から－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
桑原田智之	英国 －EU離脱後の英国による貿易・移民・農 業政策の新展開－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
鈴木栄次	EU・カナダ包括的貿易投資協定（CETA） について －農産物貿易を中心として－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
長友謙治	ロシア －農産物の輸出促進と政策目標－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア	第1号	2020年 3月
菊池由則	中国 －米中貿易摩擦による中国農業への影響と 農業水利政策の動向－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:中国, 台湾, ベトナム, アフリカ（ケニア）	第2号	2020年 3月
明石光一郎	台湾 －香港、マカオ、中国との消費パターンの 比較－	プロジェクト研究〔主要国農業政策・ 貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート:中国, 台湾, ベトナム, アフリカ（ケニア）	第2号	2020年 3月

著者名（共著者を含む）	表 題	発表誌等 （単行本の場合は発行所名も記入）	巻・号	発表年月
岡江恭史	ベトナム ー最近のコメ政策と農村振興政策ー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：中国、台湾、ベトナム、アフリカ（ケニア）	第2号	2020年 3月
伊藤紀子	アフリカ（ケニア） ー農業と食料消費に関する政策に注目してー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：中国、台湾、ベトナム、アフリカ（ケニア）	第2号	2020年 3月
林瑞穂	ブラジル ー2019年の振り返りと伯国政治経済における大豆生産の位置づけについてー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア	第3号	2020年 3月
宮石幸雄	変革期のメキシコ農業政策 ー時代はNAFTAからUSMCAへー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア	第3号	2020年 3月
中村出	アルゼンチン ー農業をめぐる情勢と農牧業センサスの分析ー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア	第3号	2020年 3月
下保暢彦	ウルグアイ ー主要農畜産物の動向ー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア	第3号	2020年 3月
玉井哲也	オーストラリア ー地域振興政策と牛肉輸出ー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア	第3号	2020年 3月
玉井哲也 飯田恭子	農村振興政策の各国横断的研究 本研究の概要	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究、世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
玉井哲也 飯田恭子	農村振興政策の各国横断的研究 研究成果（令和元年度）	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究、世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
飯田恭子 須田文明 浅井真康	農村振興政策の各国横断的研究 EU	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究、世界食料需給分析	第4号	2020年 3月

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
勝又健太郎	農村振興政策の各国横断的研究 米国	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
長友謙治	農村振興政策の各国横断的研究 ロシア	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
菊池由則	農村振興政策の各国横断的研究 中国	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
岡江恭史	農村振興政策の各国横断的研究 ベトナム	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
伊藤紀子	農村振興政策の各国横断的研究 インドネシア	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
玉井哲也	農村振興政策の各国横断的研究 オーストラリア	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
宮石幸雄	農村振興政策の各国横断的研究 メキシコ	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
樋口倫生	食料貿易政策 東アジア・東南アジアの食料貿易 ー加工食品に注目してー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
古橋元 下保暢彦 伊藤暢宏	2029年における世界の食料需給見通しの概要 ー世界食料需給モデルによる予測ー	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
上林篤幸	中国におけるASF（アフリカ豚熱）の発生が世界の豚肉及び大豆マーケットに及ぼす影響の計量シナリオ分析	プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 令和元年度カントリーレポート：横断的・地域的研究，世界食料需給分析	第4号	2020年 3月
菊島良介 高橋克也	国民健康・栄養調査からみた食料品アクセスと栄養および食品摂取：代替・補完関係に着目して	日本公衆衛生雑誌	67巻 4号	2020年 4月

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
佐藤彩生	地域企業による「農泊」運営に関する一考察	農村計画学会2020年度春季大会学術研究発表会報告要旨		2020年 4月
吉田行郷 渋谷往男	特例子会社と企業出資の障害者福祉施設の農業参入による効用の比較分析 ー農業への企業参入における「農福連携」という選択肢に関する一考察ー	2020年度日本農業経済学会大会報告要旨		2020年 4月
八木浩平 高橋克也 糸井明美	ぶどう輸出における垂直的調整システム ー岡山県における卸売市場経由の輸出と地元企業からの直接輸出の比較ー	2020年度日本農業経済学会大会報告要旨		2020年 4月
佐々木宏樹	ナッジが有機農産物の購買行動に与える影響 ーオンラインによるランダム化フィールド実験からのエビデンスー	2020年度日本農業経済学会大会報告要旨		2020年 4月
佐々木宏樹	ナッジが有機農産物の購買行動に与える影響 ーオンラインによるランダム化フィールド実験からのエビデンスー	環境心理学研究	8巻 1号	2020年 4月
佐々木宏樹	農業者・消費者を対象としたフィールド実験の動向 ー持続可能な農業に向けたEBPMー	環境経済・政策研究	13巻 1号	2020年 5月
Shiho Tamaki, Kohei Yagi, Ryosuke Kikushima, Yuji Oura	The Structure of Female Consumer Awareness in Purchasing Foods with Fukushima-Sourced Ingredients: The Situation over a Five-Year Period Following the 2011 Earthquake off the Pacific Coast of Tohoku	International Journal of Psychology and Behavioral Sciences	10 (2)	2020年 5月
國井大輔	空間情報を考慮した生態系サービス受益者の推計	農林水産政策研究所レビュー	No.95	2020年 5月
須田文明	フランス山岳地帯の酪農製品の高付加価値化	農林水産政策研究所レビュー	No.95	2020年 5月
佐々木宏樹	食料・農業政策分野におけるナッジ等の行動経済学的手法の活用に関する研究動向	農林水産政策研究所レビュー	No.95	2020年 5月
土居拓務	田園回帰と農業・地域の再生	農林水産政策研究所レビュー	No.95	2020年 5月
佐藤彩生	『人をつなげる観光戦略 人づくり・地域づくりの理論と実践』橋本和也編 ブックレビュー	農林水産政策研究所レビュー	No.95	2020年 5月
戸川律子	フランスの学校給食と市民社会の形成についての歴史的考察 ー公衆衛生と食文化ー	日本フードシステム学会2020年度大会 個別要旨報告集		2020年 6月

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
Kohei YAGI, Saki SATOH, Kazuyo HIRAKATA	Determinants of Overall Satisfaction and Revisit Intention for Countryside Stays in Japan -Simultaneous Estimation with a Bivariate Ordered Probit Model-	日本フードシステム学会2020年度大会 個別要旨報告集		2020年 6月
吉田行郷	農業法人と福祉法人等がタッグを組んだ農福連携の取組 (その1)	アグリビジネス経営塾	No.858	2020年 6月

②口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名 (主催者)	開催年月日
桑原田智之	英国経済概況	青山学院大学経済学部	2020年5月5日
桑原田智之	英国とEU	青山学院大学経済学部	2020年5月12日
桑原田智之	将来における、英国の対外的な通商政策	青山学院大学経済学部	2020年5月19日
桑原田智之	英国の財政政策・金融政策	青山学院大学経済学部	2020年5月26日
桑原田智之	英国の国内経済・社会問題	青山学院大学経済学部	2020年6月2日
桑原田智之	EU離脱と、英国の労働市場、労働・移民政策	青山学院大学経済学部	2020年6月9日
桑原田智之	キャメロン政権以降の英国の財政・金融政策	青山学院大学経済学部	2020年6月16日
桑原田智之	英国の金融業	青山学院大学経済学部	2020年6月23日
福田竜一	農業・農村問題への社会科学的アプローチ —アフター・コロナを考える—	北星学園大学文学部 総合講義	2020年6月23日
八木浩平	東南アジアへの小玉りんご輸出のマーケティング戦略	日本農業市場学会2020年度大会	2020年7月5日
桑原田智之	EU離脱と金融業	青山学院大学経済学部	2020年7月7日

2020(令和2)年9月30日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.97



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <https://www.maff.go.jp/primaff/>

印刷・製本 株式会社 美巧社

